

新型コロナウイルスの感染拡大に備え、『訪問看護事業者総合補償制度』オプション「**管理者・職員感染症見舞金補償（補償制度費用保険）**」の加入をご検討ください。

訪問看護事業者の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、弊社で運用する『訪問看護事業者総合補償制度』
「**管理者・職員感染症見舞金補償（補償制度費用保険）**」においては、以下の整理としています。
改めて皆さまへご案内するとともに、該当オプションへ未加入の事業者様におかれましては、
新規のご加入をおすすめいたします。（「**管理者・職員傷害保険**」とセットでの加入となります。）

- ・「**管理者・職員感染症見舞金補償（補償制度費用保険）**」にご加入の場合は、
事業所の役員、管理者、職員が、新型コロナウイルスも含めた感染症（※）に
感染した際に、ステーションが「**感染症補償規定**」にしたがって補償を行った
場合に、事業者には保険金をお支払いします。

※対象となる感染症の「**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第6条に規定する感染症**」の中に、新型コロナウイルスが含まれます。

*** 加入手続きについて ***

加入をご希望の場合には、訪問看護事業共済会ホームページ「**会員専用ページ**」に
ログインをしていただき、会員メニュー「**ご契約内容の変更**」よりお手続きください。

- ・「**訪問看護事業者賠償責任保険**」には、被害者治療費等補償特約の付帯が
自動セットとなります。こちらは、被保険者がお相手の治療費等を保険会社の
同意を得て負担することによって被る損害に対して、治療費等保険金をお支払い
するものです。

業務中に、事業所の職員が利用者に対して感染症を感染させたケースについては、
感染経路等が判明した場合に限り、本保険金をお支払いできる可能性がございますので、
その際は、保険会社までご相談ください。

【お問い合わせ】

有限会社 訪問看護事業共済会

TEL : 03-3351-8601

URL : <https://www.hokan-kyosai.org>